

9 申告及び還付

【新設】(組織再編成に係る確定申告書の添付書類)

20-8-1 17-1-5 《組織再編成に係る確定申告書の添付書類》は、規則第 61 条の 5 第 1 号ホ及び第 2 号ホ《確定申告書の添付書類》に規定する「資産、負債その他主要な事項」に関する明細書を確定申告書に添付する場合に準用する。

【解説】

- 1 外国法人は、原則として、各事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき確定申告書を提出しなければならないこととされている。また、その確定申告書には、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならないこととされている（法 144 の 6）。
- 2 確定申告書を提出する外国法人について合併、分割、現物出資又は現物分配が行われた場合には、「組織再編成により当該組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人に移転した資産、負債その他主要な事項又は当該組織再編成に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人から移転を受けた資産、負債その他主要な事項に関する明細書」をその確定申告書に添付しなければならないこととされているが（法規 61 の 5 一ホ、二ホ）、本通達では、この明細書の添付に当たり、その標準的な書式を定めている法人税基本通達 17-1-5 《組織再編成に係る確定申告書の添付書類》を準用することを明らかにしている。